

緊急事態宣言に伴う教育関係の対応

①

県立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する

〔学校における対応〕

① 感染予防の更なる徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保温、マスクの着用
- 授業等における合唱・調理実習等の中止
- オンライン学習の活用
- 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）

② 登下校時の3密の回避

- 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、原則として、始業時刻の繰り下げや短縮授業等の実施

③ 部活動の中止

- 部活動を原則中止

※感染リスクの高い活動の制限及び感染防止策の徹底について市町村教育委員会に要請

④ 修学旅行等学校行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を判断

〔家庭における対応〕

⑤ 家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- 生徒のみの会食等の自粛

※①④⑤については、市町村立小・中学校等における対応を市町村教育委員会に要請